

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年5月11日
【事業年度】	第16期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社マネーパートナーズグループ
【英訳名】	MONEY PARTNERS GROUP CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福島 秀治
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木三丁目2番1号
【電話番号】	(03)4540-3900(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 権代 徹也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木三丁目2番1号
【電話番号】	(03)4540-3804
【事務連絡者氏名】	財務部長 権代 徹也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年6月22日に提出いたしました第16期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)有価証券報告書におきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

(2) 提出会社の経営指標等

第4 提出会社の状況

4 コーポレート・ガバナンスの状況等

(3) 監査の状況

会計監査の状況

監査報酬の内容等

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等
(訂正前)

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
(省略)					
株価収益率 (倍)	23.9	18.4	18.5	12.6	-
(省略)					

(注)(省略)

(訂正後)

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
(省略)					
株価収益率 (倍)	23.9	18.4	18.5	12.6	<u>23.7</u>
(省略)					

(注)(省略)

(2) 提出会社の経営指標等
(訂正前)

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
(省略)					
株価収益率 (倍)	57.9	47.0	68.3	24.6	-
配当性向 (%)	79.6	81.0	130.7	64.6	-
(省略)					

(注)(省略)

(訂正後)

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
(省略)					
株価収益率 (倍)	57.9	47.0	68.3	24.6	<u>248.0</u>
配当性向 (%)	79.6	81.0	130.7	64.6	<u>666.7</u>
(省略)					

(注)(省略)

第4【提出会社の状況】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(3)【監査の状況】

会計監査の状況

(訂正前)

() 監査法人の名称、業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査人は、有限責任監査法人トーマツであり、下記の公認会計士2名により監査業務が執行されました。監査業務に係る補助者の構成については、監査法人の選定基準に基づき、公認会計士2名、会計試験合格者等2名、システム監査の専門家等その他の補助者も加えて構成されております。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人	継続監査年数(注)
平木 達也	有限責任監査法人トーマツ	-
野根 俊和	有限責任監査法人トーマツ	-

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

また、通常の監査以外にも、会計上の課題、内部統制上の課題等に関しましては随時アドバイスを受けております。

() 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人候補者から、監査法人の概要、監査の実施体制、監査報酬の見積額等を入手し、面談、質問等を通じて総合的に判断して選定しております。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

() 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画・監査の実施状況・職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制・監査に関する品質管理基準等の報告を受け、検討し総合的に評価しております。

(訂正後)

() 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

() 継続監査期間

13年間

() 業務を執行した公認会計士

公認会計士 平木 達也

公認会計士 野根 俊和

() 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、会計試験合格者等2名、システム監査の専門家等その他の補助者も加えて構成されております。

() 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人候補者から、監査法人の概要、監査の実施体制、監査報酬の見積額等を入力し、面談、質問等を通じて総合的に判断して選定しております。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

() 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画・監査の実施状況・職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制・監査に関する品質管理基準等の報告を受け、検討し総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

(訂正前)

(省略)

() 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

(省略)

(訂正後)

(省略)

() 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(()を除く)

該当事項はありません。

(省略)